

いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託 特記仕様書

1 業務目的

いわき市の公共交通は、人口減少・高齢化の進展、更には、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化等により、利用者が減少している。また、広域多核型の都市構造を形成している本市では、人口密度が低く、輸送の効率性、採算性から公共交通の利用環境が十分とは言えず、通勤・通学に利用する交通手段は自家用車が約8割と突出しており、中核市の中で最も高い状況となっている。

このような課題に対応するため、居住や必要な都市機能配置の適正化と複数の拠点を公共交通でつなぐ「ネットワーク型コンパクトシティ Iwaki」の形成に向けたまちづくりを進め、人口減少下においても持続可能な都市運営を目指している。

令和5年3月に策定したいわき市地域公共交通計画では、まちなか居住区域やまちなか居住区域間の移動を担う鉄道や路線バスの公共交通について、利用しやすい路線への再編や運賃・ダイヤの見直しなどによる最適化を図るとともに、多様な移動手段との連携等により、利便性、採算性の向上を図ることとしている。

また、災害時にも機能する公共交通ネットワークの構築、さらには、鉄道や路線バス、タクシーなどの利用促進に努めながら、選ばれる公共交通の構築に取り組むこととしている。

加えて、公共交通不便地域においては、地域の輸送資源を総動員して地域住民、行政及び事業者等との共創により、地域の特性やニーズに沿った地域公共交通の導入を進め、自家用車の運転が困難な高齢者や免許返納者、学生等にとって望ましい生活の基礎を支える交通を確保することとしている。

本業務は、利便性の高い持続可能な運送サービスの提供を確保するため、市内バス路線の再編や運賃・ダイヤ等の見直しを含めた公共交通の利便増進に資する取り組み、更には中山間地域における移動困難者に対し、地域や事業者等との共創による公共交通の確保等を位置付ける「いわき市地域公共交通利便増進実施計画」（以下「利便増進実施計画」という。）の策定を行うものである。

また、本業務では、公共交通不便地域における移動手段の確保を目的に、日常生活に最低限必要な移動手段として、タクシーを活用した域内交通確保実証事業を行うことで、地域特性に応じた新しい移動手段の仕組みを検証し、他の地域への展開等について検討するものである。

2 対象区域

(1) 利便増進実施計画策定支援業務

本業務の対象地域は、いわき市全域とする。

(2) タクシーを活用した域内交通確保実証事業

本事業の対象地域は、いわき市久之浜・大久地区及び四倉地区を対象とする。

3 業務内容

(1) 利便増進実施計画策定支援業務

① 上位計画等の整理

第二次いわき市都市計画マスタープラン、いわき市立地適正化計画等の上位計画、さらには都市交通や公共交通に関連する計画の整理を行うとともに、必要な既存統計等についても整理する。

② 利便増進実施計画の方向性の検討

昨年度策定した「第二次いわき市都市交通マスタープラン」や「いわき都市圏総合交通戦略」「いわき市地域公共交通計画」に基づき、鉄道、路線バス、タクシー、中山間地域における地域交通などについて、関連事業と連携を図りつつ、具体的な公共交通の再編の方向性を検討する。検討にあたっては既存資料・データ等を活用する他、必要に応じて実態調査を行うものとする。

③ 交通事業者等との協議資料作成

利便増進実施計画の策定にあたっては、鉄道事業者、路線バス事業者及びタクシー事業者等の公共交通事業者と緊密に連携する必要があることから、業務の進捗に応じた交通事業者との協議・調整が必要となる。このため、円滑な協議・調整が図られるよう協議目的に応じた資料を作成し、協議に参画するものとする。

④ 利便増進実施計画の事業提案及び検討

ア 利便増進実施計画の実施事業の検討

本市のまちづくりの方向性、公共交通の特性や課題を考慮したうえで、利便性の高い持続可能な公共交通の構築を図るために必要な路線の再編、運賃又は料金の設定、運行回数又は運行時刻の設定などについて、実施エリアや路線等を示しながら具体的な実施事業について検討を行うものとする。また、利便性が高く、持続可能な輸送サービスについて検討を行い、実現性の検証や導入スキームの検討を行うものとする。

イ 地域公共交通計画の変更資料作成

利便増進実施計画の作成に伴い、地域公共交通計画を変更する必要がある場合は、当該計画の変更に必要な資料を作成するものとする。

⑤ 利便増進実施計画（案）の作成等

ア 利便増進実施計画の協議資料作成

利便増進実施計画の申請に必要な具体的な運行計画などの事業内容を取りまとめるため、発注者、関係機関、交通事業者等（以下、「発注者等」という）との協議資料を作成するとともに、交通事業者との協議を円滑に進めるための助言・提言を行うものとする。

なお、発注者等との協議については、1月当たり1回から2回程度を想定しており、受託者は毎回会議に参加することを想定している。

イ 利便増進実施計画（案）の作成

発注者等との協議結果等を取りまとめ、市が国土交通大臣へ提出する利便増進実施計画（案）の作成をする。計画書（案）は本編及び概要版を作成するものとする。

⑥ いわき都市圏総合都市交通推進協議会等の資料作成

いわき都市圏総合都市交通推進協議会とその下部組織である道路交通検討幹事会及び公共交通検討幹事会において、利便増進実施計画等の協議や報告を実施するため、各会議の資料作成を行う。また、利便増進実施計画（案）の内容に応じて必要となる住民説明会を開催するため、その説明資料を作成するものとする。

(2) タクシーを活用した域内交通確保実証事業

① 実証事業計画の検討

発注者等と協力して地域における交通の概況、実証事業の体制、事業スケジュール、事業採算性、事業評価方法等の実証事業計画をまとめることとする。

② 運営協議会の開催支援

地域の運営協議会において、実証事業に関する協議や報告を実施するため、各会議の資料作成を行うものとする。

③ 実証事業の実施

地域や発注者等と連携しタクシーを活用した移動手段の実証事業に参画するものとする。

また、実証開始前、実証期間中に、利用者、運行事業者等へのアンケート調査等を実施するものとする。

④ 実証結果のとりまとめ・評価

アンケート調査や実証事業の実施状況より得られたデータを整理、分析し、本格導入に向けた計画（サービス内容、対象範囲、車両台数、運営体制）などを提案するものとする。

また、市内各地域への展開の可能性、代替手法の提案等を行うものとする。

4 いわき都市圏総合都市交通推進協議会における協議

本業務の進捗に合わせ、有識者や関係団体及び関係行政機関等により構成する「いわき都市圏総合都市交通推進協議会」において、協議・調整を行うこととなるが、受託者は、発注者の要請がある場合は、協議会運営を支援するものとする。

5 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、本業務の業務担当者は監督員と緊密に連携し、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、都度業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認する。

6 成果品

成果品は以下のとおりとする。

(1) 利便増進実施計画(案)作成支援業務

・報告書	2部
・成果品データ	1式
・利便増進実施計画(案)	1式
・利便増進実施計画(案)(概要版)	1式
・その他資料	1式

(2) タクシーを活用した域内交通確保実証事業

・報告書	2部
・成果品データ	1式

7 その他

業務内容毎に、資料を作成し監督員と協議を行う。

この仕様書に定めなき事項又はこの作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。